

歩行型除雪機 による事故を 防ごう



毎年、冬のシーズンになると除雪機による事故が多発しています。除雪機を使う際には、次の点に注意して操作しましょう。

- ①作業を行う前に、必ず取扱説明書をよく読んで、正しい使い方を理解しましょう。
- ②雪詰まりを取り除くときは、必ずエンジンを停止し、回転部が完全に停止してから雪かき棒を使って行いましょう。
- ③発進時は、転倒したり、挟まれたりしないよう、足もとや後方の障害物には十分注意しましょう。

④除雪作業中は、雪を飛ばす方向に人や、車・建物がないことを確認しましょう。また、除雪機の周りには絶対に人を近づけないようにしましょう。

◆問い合わせ先

社団法人日本農業機械工業会
除雪機安全協議会

☎ 03・3433・0415

愛玩用のニワトリなどを飼育している皆さんへ



11月末に、韓国で高病原性鳥インフルエンザが発生しました。愛玩用のニワトリなどを飼育している皆さんは、衛生的な環境で飼育するよう努めましょう。

特に、次のことに注意してください。

- ① 飼育する鳥の健康状態を毎日確認する。
- ② 鳥小屋の中だけでなく、周囲の清掃も併せて行う。
- ③ 餌や飲み水は毎日新鮮なものを与える。
- ④ 天気の良い日を選んで、鳥小屋内や餌箱、給水器を消毒液で洗う。
- ⑤ 手指、衣服、長靴などを消毒して作業にあたる。

また、ウイルスが渡り鳥や野鳥を介して侵入することも考えられますので、防鳥ネットなどで接触を防止しましょう。鳥を世話する前後にはせっけんでの手洗いなども行いましょう。飼育している鳥に異常が見られた場合、ただちに家畜保健衛生所にご連絡ください。

◆問い合わせ先

西部家畜保健衛生所
☎ 0859・62・0140

鳥取県の 最低賃金

最低賃金は、最低賃金法に基

鳥取県最低賃金

1時間 614円 平成 18年 10月 1日発効

産業別最低賃金

電気機械器具等 製造業最低賃金	1時間 714円	平成 18年 12月 20日発効
各種商品小売業 最低賃金	1時間 685円	平成 18年 12月 20日発効

づいて決定されたもので、使用者はこれより低い賃金で労働者を使用することはできません。

1月10日は 110番の日

110番は、事件や事故が発生したときに、警察に通報していただくための緊急電話です。みなさんから110番を受けると、パトカーや駐在所などの警察官が、事件や事故の現場に急行し、犯人の逮捕など必要な活動を行います。

110番通報されると警察官が次のことをお尋ねします。落ちて着いてお話しください。

- ①何があったのか
- ②いつあったのか
- ③どこであったのか
- ④犯人はどうしたのか
- ⑤今どうなっているのか
- ⑥あなたの住所、氏名、電話番号は

なお、急がない問い合わせや相談は次の番号をご利用ください。

◆総合相談電話

☎ 0857・27・9110
または # 9110

◆問い合わせ先
鳥取労働局賃金室
☎ 0857・29・1705
米子労働基準監督署
☎ 0859・34・2231